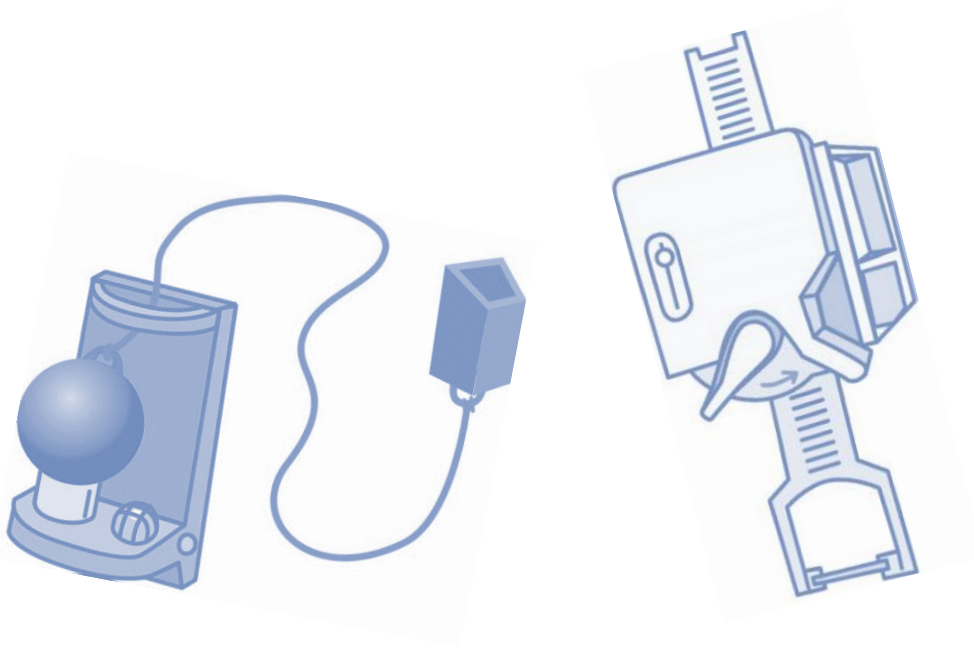


西区感震ブレーカー設置促進事業

補助金交付の手引き



令和7年4月 西区総務課

目次

1	制度の概要	3
2	補助事業対象地域	3
3	補助金の額	7
4	対象となる感震ブレーカー	7
5	交付申請から補助金支給までの流れ（補助金交付後の設置）	8
6	交付申請から補助金支給までの流れ（購入・設置後の補助金交付）	11
7	注意事項(財産処分の制限、保管期限、保守管理、書類の閲覧等)	13

1 制度の概要

感震ブレーカーは、一定の震度以上の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する器具です。通電したままの電熱器具が倒れることによる出火、または電気復旧時に断線した電気コードがショートすることによる出火を防ぐための器具で、大規模地震の発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置の普及を図ることで、出火率の低減を図ります。

2 補助事業対象地域

西区全域を補助金の対象地域としますが、特に建物が密集しており延焼危険性が高い地域である「重点対策地域」については、大地震発生時における延焼火災の被害軽減を図る観点から一部補助率を上げます。（※詳細については「3 補助金の額」【参考】重点対策地域」をご参照ください。）

申し込みは、自治会町内会、マンション管理組合単位でして頂きます。世帯数の要件はありません。まずは、設置のできるご家庭からお申込みいただき、徐々に設置家庭の増加をはかっていきたいと考えています。

3 補助金の額

重点対策地域を含む自治会町内会、マンション管理組合のうち西区が指定する感震ブレーカー対象4器具については、購入及び設置に関する経費の全額、それ以外の感震ブレーカーについては、10分の9（1個あたり最大5,000円）を西区役所で補助します。

重点対策地域を含まない自治会町内会、マンション管理組合は、感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費の10分の9（1個あたり最大5,000円）を西区役所で補助します。

複数の製品を組み合わせでの申請も可能ですので、その際にご相談ください。

●補助経費

購入設置に係る費用のうち

	対象4器具	その他器具
重点対策地域	全額補助	9/10補助 (上限5,000円)
その他の地域	9/10補助 (上限5,000円)	

※対象となる感震ブレーカーの種類については、5～6ページをご覧ください。

【参考】重点対策地域

横浜市では「横浜市地震被害想定（平成24年10月）」で、大地震時の火災による被害が大きいことが分かり、平成26年3月に「地震火災対策方針」を策定しました。地震火災による被害が集中する地域を「対策地域」、そのうち特に重点的に火災の対策を実施する地域を「重点対策地域」として指定し、燃えにくい建物しか建てられない規制や補助などにより、大地震発生時における延焼火災の被害軽減を図る取組が進められました。令和5年4月には令和14年度までを計画期間とする「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」を定め、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現を目指します。

●西区の重点対策地域

赤門町2丁目、霞ヶ丘、境之谷、西戸部町1丁目、西戸部町2丁目、西戸部町3丁目、西前町2丁目、西前町3丁目、東久保町、藤棚町1丁目、藤棚町2丁目、元久保町、伊勢町1丁目の一部、伊勢町2丁目の一部、伊勢町3丁目の一部、老松町の一部、久保町の一部、中央一丁目の一部、中央二丁目の一部、浜松町の一部

※お住まいの地域が重点対策地域かどうかはiマッピー（行政地図情報提供システム）または、都市整備局防災まちづくり推進課のホームページからご確認いただけます。

iマッピー上で、「表示切替」→大項目「建築・造成等に関する制限」→中項目「建築協定区域その他建築基準法の区域等」を選択してください。

重点対策地域に関する問い合わせ

都市整備局防災まちづくり推進課 045-671-3595



iマッピー



都市整備局防災まちづくり
推進課HP内

4 対象となる感震ブレーカー

補助事業の対象となる感震ブレーカーは、内閣府「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」で定める感震ブレーカー等の性能評価に基づいて、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有している感震ブレーカーです。この「認証を有している感震ブレーカー」には、次の「推奨マーク」が付いています。購入は、ホームセンターや家電量販店等でお求めください。（取り扱っているかどうか、事前に電話等で確認してください。）

一般社団法人日本消防設備安全センターの認証マーク



重点対策地域全額補助 <対象4器具>		
タイプ	商品名	メーカー名
おもり式	①スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー
バネ式/ 電池式	②ヤモリ ③ヤモリ de セット	(株)リンテック 21
コンセント 差込式	④KI 感震センサー	ケー・アイ技術(株)

<重点対策地域における全額補助対象4器具>

① スイッチ断ボールⅢ

タイプ：おもり式

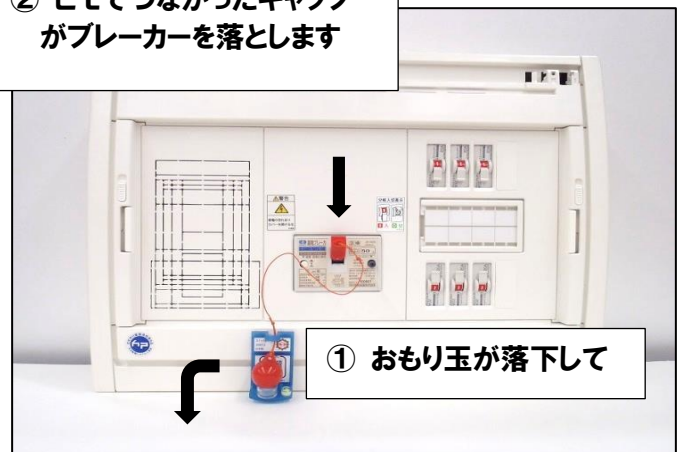
メーカー：(株)エヌ・アイ・ピー

メーカー価格：3,850 円（税込）

器具在中の両面テープで分電盤に貼付けます。



② ヒモでつながったキャップ
がブレーカーを落とします



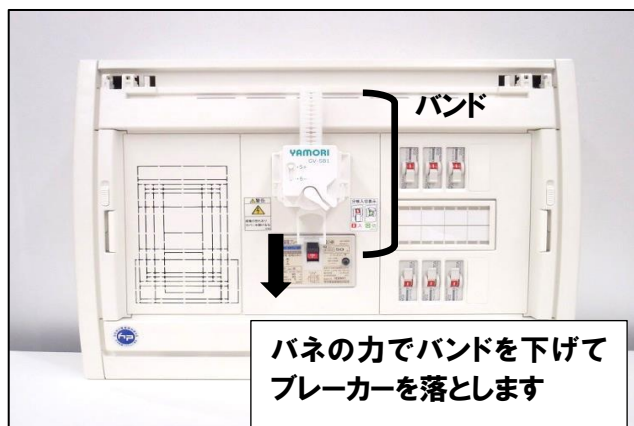
②感震ブレーカーアダプター「ヤモリ」

タイプ：バネ式

メーカー：(株)リンテック21

参考価格：約 4,000 円

器具在中の両面テープで分電盤に貼付けます。



③「ヤモリ・de・セット」

参考価格：約 6,600 円

分電盤に設置スペースが無い場合やフタ付き分電盤などにも取付可能です。



④ki 感震センサー

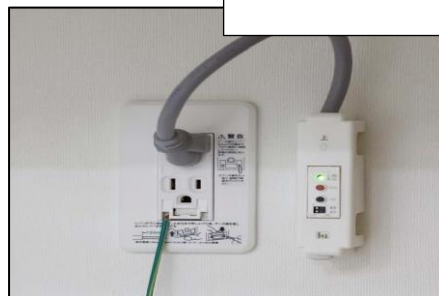
タイプ：コンセント差込式（漏電ブレーカーであることが条件）

メーカー：ケー・アイ技術(株)

参考価格：約 7,000 円

壁に本体をビスで固定し、アース線、または端子をアース付きコンセントに取り付けます。

疑似漏えい電流を発生させブレーカーを落とします



<その他器具>

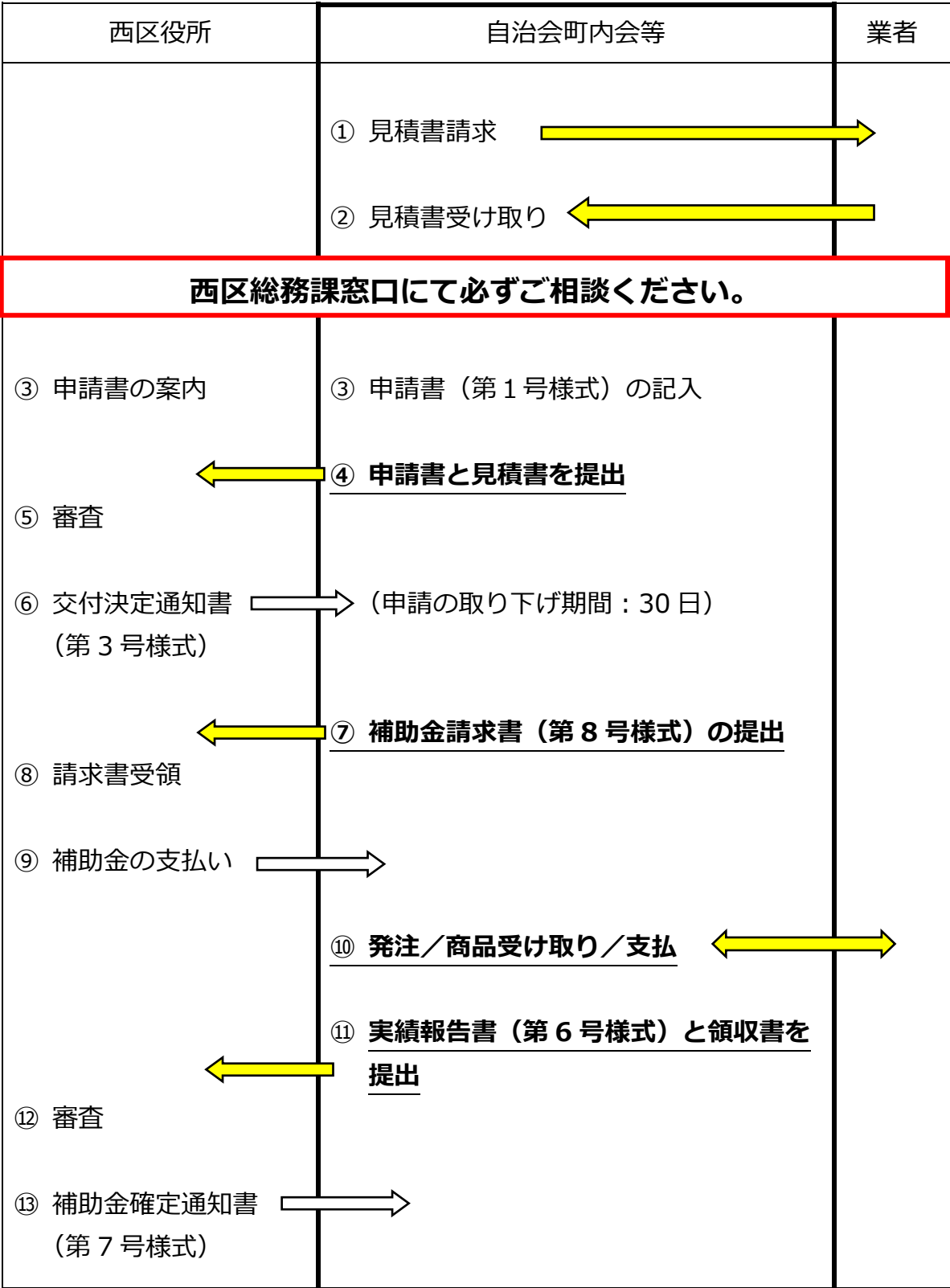
その他感震ブレーカーの器具については、日本消防設備安全センターのホームページからご確認ください。

[消防防災製品等の推奨：一般財団法人日本消防設備安全センター](#)



5 交付申請から補助金交付までの流れ

パターン1（補助金交付後の設置）



【交付申請】（流れ①～④） 申請期間：令和7年4月1日～令和8年1月30日

- 1 購入製品と個数が決まったら、まずは家電量販店やホームセンター等に問い合わせ、「対象となる感震ブレーカー」に掲載されている商品を取り扱っているか確認してください。（本紙5～6ページ）
- 2 取扱いのある店舗に、「見積書」を作成してもらいます。
- 3 西区総務課防災担当（区役所4階51番窓口）にて必ずご相談のうえ、「補助金交付申請書」の必要事項を記入し、「見積書」と併せてご提出ください。
※なお、申請書を含む各種様式は、区役所HPからダウンロードできるほか区役所窓口にご用意しています。

【交付決定の通知】（流れ⑤～⑥）

- 1 提出いただいた「補助金交付申請書」と「見積書」を審査し、交付するかどうかを決定します。
 - 2 交付する場合は、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。
 - 3 何らかの理由で交付決定ができない場合は、「補助金不交付決定通知書」をお渡します。
- ※ 本パターンで申請いただく場合は、交付決定通知をお渡しする前に製品を購入しないでください。

【申請の取り下げについて】

「補助金交付決定通知書」を受け取った後に、感震ブレーカーの購入を中止することになった場合、この「通知書」が交付された日（通知書に記載のある年月日）から30日以内に、西区総務課防災担当までご報告ください。

中止のご報告がない場合は、原則として購入していただくこととなります。

【補助金交付の請求】（流れ⑦）

区役所から、「補助金交付決定通知書」による通知があった後、速やかに「補助金請求書」に必要事項を記入のうえ、「振込口座のわかる通帳等の写し」を添えて、ご提出ください。

- ※ 「補助金請求書」に記載のある振込先金融機関の口座あてに入金させていただきます。
- ※ 申請者と口座名義人が同一の場合は請求者印を省略できます。
- ※ 申請者と口座名義人が異なる場合は、「補助金交付請求書」の所定欄に、委任者代表者氏名（申請者名と同じ）をご記入のうえ、各書類に押してある印と同じ印鑑をご捺印ください。

【実績報告書の提出】（流れ⑩～⑪）

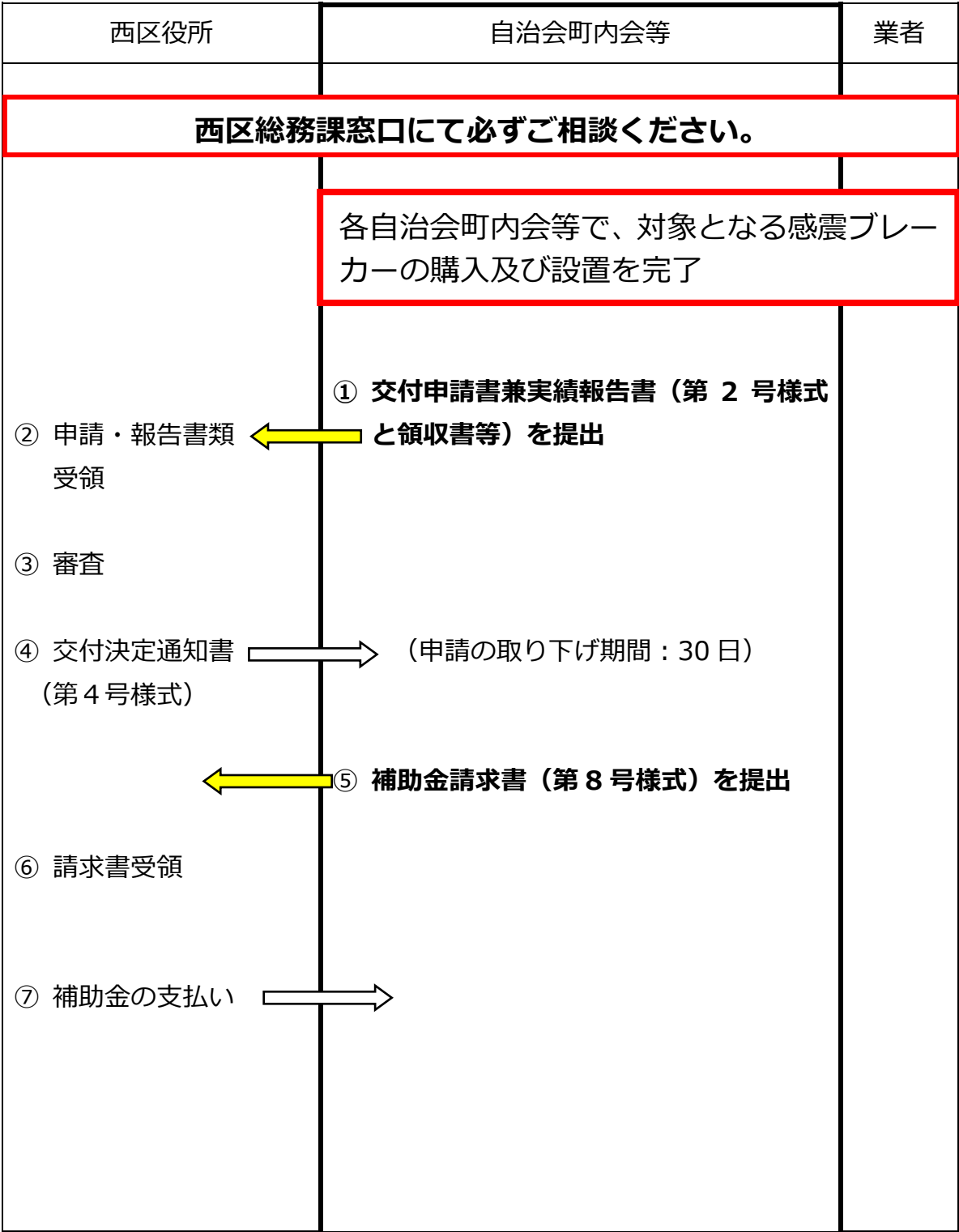
商品を発注いただき、納品されたら、速やかに「補助金実績報告書」に必要事項を記入し、業者から発行された「領収書」の写しを添えて、ご提出ください。

【補助金額の確定】（流れ⑫～⑬）

- 1 提出いただいた「補助金実績報告書」と関係書類を元に、業者からの購入と業者への支払いが正しく行われたかを確認します。
- 2 確認ができれば、「補助金確定通知書」を通知します。これは、今回の事業で、自治会町内会に支払う額が確定した旨を通知するものです。

6 交付申請から補助金交付までの流れ

パターン2（設置後の補助金交付）



【交付申請の前段】

各自治会町内会等で、「対象となる感震ブレーカー」（本紙5～6ページ）に掲載されている商品の購入及び設置を完了させます。

※領収書を受領のうえ、保管してください。

【交付申請】（流れ①） 申請期間：令和7年4月1日～令和8年1月30日

「補助金交付申請書兼実績報告書」に、必要事項を全て記入し、購入及び設置完了機器の「領収書等」を添付して、西区総務課防災担当（区役所4階51番窓口）にご提出ください。

なお、申請書を含む各種様式は、区役所HPからダウンロードできるほか区役所窓口にご用意しています。記入方法がわからない場合、領収書等をお持ちのうえ、窓口までお越してください。

【交付決定の通知】（流れ②～④）

- 1 提出いただいた「補助金交付申請書兼実績報告書」と「領収書等」を審査し、交付するかどうかを区役所が決定します。
- 2 交付する場合は、「補助金交付決定兼額確定通知書」をお渡しします。
- 3 何らかの理由で交付決定ができない場合は、「補助金不交付決定通知書」をお渡します。

【申請の取り下げについて】

「補助金交付決定兼額確定通知書」を受け取った後に、感震ブレーカーの補助金申請を中止することになった場合、この「通知書」が交付された日（通知書に記載のある年月日）から30日以内に、西区総務課防災担当までご報告ください。

【補助金交付の請求】（流れ⑤）

区役所から、「補助金交付決定兼額確定通知書」による通知があった後、速やかに「補助金交付請求書」に必要事項を記入のうえ、「振込口座のわかる通帳等の写し」添えて、西区総務課防災担当までご提出ください。

※ 「補助金交付請求書」に記載のある振込先金融機関の口座あてに入金させていただきます。

※ 申請者と口座名義人が異なる場合は、「補助金交付請求書」の所定欄に、委任者代表者氏名（申請者名と同じ）をご記入のうえ、印鑑をご捺印ください。

7 注意事項

【財産処分の制限】

この事業で購入した感震ブレーカーの処分については、「横浜市補助金規則」第 25 条等の規定により、購入後 8 年間は処分することが出来ません。ただし、8 年以内に故障や破損した際は、この限りではありません。

【関係書類の保管期限】

この事業に関する関係書類（見積書、納品書、請求書、領収書、各様式等）は、「横浜市補助金規則」第 26 条の規定により西区長が定めた 5 年間の保管が必要です。

手続きのあった年の翌年から 5 年間は処分せずに、大切に保管しておいてください。

【保守管理】

この事業で購入した感震ブレーカーの保守管理は、原則として購入した方が行ってください。使用途中での破損等についても、購入した方が直接、購入した業者やメーカーとやり取りしてください。

【書類の閲覧】

補助金の交付を受けた場合、横浜市市民活動推進条例第 12 条第 4 項の規定により、この事業の関係書類を、一般の方からの求めに応じて閲覧させなければなりません。この事業の要綱で、この書類の閲覧について規定しています。

市民の方から、書類の閲覧についてご要望があった場合は、まずは西区総務課防災担当までご相談ください。

【書類の閲覧に関する時間及び場所】

閲覧場所	<p>【自治会町内会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の代表の方のお住いの家等 ・または、指定する場所 	<p>【西区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区総務課防災担当 (4階 51番窓口) <p>※閲覧希望者からの申出によりオンライン環境での視聴も可能とします。</p>
閲覧時間	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の代表の方が指定する時間 	<p>西区役所の事務取扱時間</p>
閲覧期間	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び添付書類 ・交付申請書兼実績報告書及び添付書類 ・交付決定通知書 ・交付決定兼確定通知書 ・不交付決定通知書 	<p>交付を受けた日から2年間</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書及び添付書類 ・確定通知書 	<p>額が確定した日から2年間</p>

【その他】

この事業で交付する補助金は、他の事業に流用しないでください。